

【サステナビリティ推進体制】

- ① 取締役会は中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定し、同方針に基づく施策の策定及び実施を代表取締役社長へ指示
- ② 代表取締役社長は、各本部長に対し、サステナビリティ課題への具体的な対応の策定・実施を指示
- ③ 代表取締役社長(事務局)は、半期に一度、各本部長からのサステナビリティ課題への取組みの進捗状況を取り纏め、その内容を取締役に報告

【推進体制図】

